

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う  
組合に対する認可制度の取扱いについて

30 企庁第 3961 号  
昭和 30 年 8 月 25 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁長官

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 121 号）は、昭和 30 年 8 月 2 日に公布され、同年 9 月 1 日より施行されることとなつたが、このたびの法律改正により採用された認可制度の趣旨は、不当不良な中小企業等協同組合の設立を未然に防止し、協同組合として相応しい健全な組合を育成強化せんとするものであつて、中小企業の組織化を抑制しようとするものではないから、その運用に当つては慎重を期する必要があるので、中小企業等協同組合（信用協同組合および法第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会を除く。以下「組合」という。）の取扱いについては、次に示す各項に留意し、運用の適正円滑を図られたく通ちようとする。

なお、いわゆる休眠組合等に対する解散命令の取扱いについては、別途通ちようする予定である。

1 組合の設立の認可について

(1) 認可の方針

従来の定款の認証制度に代つて設立の認可制度が採用され、行政庁は、組合の設立当初からその実態を把握し、適切な運営指導を行いうることとなつたのであるが、この場合、組合の内部に無用の干渉をするごときことは勿論、そのような印象を与えることのないよう十分に制度の趣旨を理解させ、発起人の協力を得て事務を処理しなければならない。

また、事務の処理に当つては、他の組合立法が行政庁の認可につき期限の定を設けている例にかんがみ、迅速かつ適確に遂行することを旨とし、理由不明のまま、未処理として放置することなく、認可または不認可の態度をすみやかに決定するよう厳に留意されたい。

なお、各行政庁は、認可事務の処理状況を常に整理しておき、かつ、当庁に対し、毎四半期ごとに別記様式による設立認可事務処理状況報告書を、当該四半期終了後 15 日以内

に提出されたい。

## (2) 認可の基準

認可の基準は、法第27条の2第3項に規定されているが、この規定の運用については、次の点を検討する必要がある。

イ 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であるか。

ロ 創立総会の開催公告が適法に行われているか。

ハ 創立同意者が組合員資格を有する者であるか。

ニ 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されているか。

ホ 定款および事業計画の内容が、組合法その他の法令に違反していないか。

ヘ 次の点が組合の目的、即ち、主として事業の実施計画と対比して、または相互に極端な不均衡がないか。

① 組合員資格

② 設立同意者数

③ 地区

④ 払込済出資予定総額

⑤ 役員構成

⑥ 経済的環境

以上の各項目を総合的に判断した結果認可または不認可を決定することとなるが、特に（ヘ）に掲げた事項は、組合の実態に関するものであるので、これに関し、当庁として不認可とすることが適当であると考えられる事例の一部を挙げれば次のとおりである。

イ 払込済出資総額が著しく少額で、共同経営体としての組合であると認め難いとき。

ロ 事業計画が漠然としており、共同経営体としての組合の目的ないし趣旨が著しく分明的でないとき。

ハ 組合員の極めて一部の者のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、または、発起人もしくは代表理事のみの利益のために組合を設立しようとするのが明瞭であつて、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認めるとき。

ニ 極めて不安定な基礎の下に火災共済、その他の共済事業を行う目的をもつて設立するものであると認めるとき。

ホ 出資金の日掛ないし月掛の払込、借入金の日掛ないし月掛の受入等によつて、相互金

融的事業を行おうとするものであるとき。

へ 一世帯に属する家族のみで企業組合を構成しようとする場合等、企業合理化上特に組合形態を採ることの必要性が認められないとき。

ト 事業所の数、その分布状況、出資予定額等が社会通念上一企業体として認めがたいような企業組合を設立しようとするものであるとき。

### (3) 不認可処分の場合の諮問等

認可の基準に照らして、組合の設立を不認可処分にしようとするときは、あらかじめ当該都道府県中央会に諮問してその意見を徴し、または特に必要がある場合には当庁に照会する等適宜の措置を講じ、公正な判断を下すとともに、制度の趣旨を無用に曲解させることのないよう配慮されたい。

なお、都道府県中央会が設立されていない場合には、これと同様の機能を有する指導団体等の意見を求めることが望ましい。

また、組合に対して解散命令を発する場合においても上述の趣旨から、あらかじめ都道府県中央会に諮問する等の措置を講ずることとされたい。

## 2 組合の定款変更の認可について

定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、たとえば、地区、事業、組合員資格、出資一口金額等を変更しようとするものである場合は、その変更によつて、組合の経営的基礎を欠くこととならないかどうかを判断するに当つては組合の従来の実績ならびに定款変更前の事業計画書および収支予算書と変更後のそれとを勘案して慎重に検討しなければならない。

認可の方針および基準については、1の(1)および(2)を参照されたい。

## 3 組合の合併の認可について

組合の合併の認可については、1の(1)および(2)を参照するとともに、合併せんとする組合の実績を勘案し、設立の認可および定款変更の認可に準じて慎重に検討の上措置されたい。